

様式1（視察用）

会派行政視察報告書

平成29年度会派 公明名取 の行政視察研修を、平成29年7月25日(火)から7月27日(木)までの 2泊 3日にて執り行いましたので、その概要を下記のとおりに報告いたします。

平成29年 8月 21日

名取市議会議長 郷内 良治 様

会派名 公明名取
代表 菅原 和子



記

- 1 期 日 平成29年 7月25日 (火) ～ 7月27日 (木)
- 2 参加人員 2 名 (氏名) 菅原 和子
菊地 忍
- 3 視察先 (1) 奈良県生駒市
(2) 京都府城陽市
(3) 滋賀県栗東市
- 4 行程表 別紙のとおり
- 5 調査事項 別紙のとおり
- 6 所 感 別紙のとおり



「公明名取」会派視察行程表

平成29年7月25～27日

7/25	<p>仙台空港 7:45 → ANA 732 → 伊丹空港 9:05 → リムジンバス → 京都駅 10:20</p> <p>生駒市テレワーク&インキュベーションセンター 9:30 → 生駒駅 12:01 → 近鉄奈良線 → 大和西大寺駅 11:43 → 近鉄京都線 → 京都駅 16:48</p>	<p>奈良県生駒市 視察 13:00～15:00 〒630-0288 生駒市東新町8-38 TEL 0743(74)2111 議会事務局 桐坂 様</p> <p>生駒市テレワーク&インキュベーションセンター 生駒市谷田町1615もやい館 3F4F</p> <p>宿泊先 エルイン京都 〒601-8004 京都市南区東九条東山王町13 TEL 075(672)1100</p>
7/26	<p>京都駅 9:08 → JR奈良線 → 城陽駅 9:44 → 城陽市役所 → 城陽駅 13:19 → JRみやこ路快速 → 京都駅 13:42</p>	<p>京都府城陽市 視察 10:00～12:00 〒610-0195 城陽市寺田東ノ口16-17 TEL 0774(56)4000 議会事務局 島田 様</p> <p>城陽市男女共同参画支援センター 城陽市寺田林ノ口11-114 TEL 0774(54)7545</p> <p>宿泊先 エルイン京都 〒601-8004 京都市南区東九条東山王町13 TEL 075(672)1100</p>
7/27	<p>京都駅 9:18 → JR琵琶湖線 → 草津駅 9:39 → 9:46 → JR草津線 → 手原駅 9:50</p> <p>京都駅 13:43 → JR琵琶湖線 → 草津駅 13:22 → 13:17 → JR草津線 → 手原駅 13:12</p> <p>京都駅 15:10 → リムジンバス → 伊丹空港 16:05 → 17:05 → ANA 737 → 仙台空港 18:20</p>	<p>滋賀県栗東市 視察 10:00～12:00 〒520-3088 栗東市安養寺1-13-33 TEL 077(551)0137 議会事務局 今村 様 (もとうち)</p> <p>栗東市発達支援室 栗東市安養寺190 TEL 077(554)6152</p>

【生駒市テレワーク&インキュベーションセンターについて】

公明会派視察
菊地 忍
菅原 和子

【視察先】奈良県生駒市

【視察日時】平成29年7月25日(火)13:00～15:00

【地勢】周囲約60km、面積53.15km²を有する生駒市は、奈良県の北西端に位置し、大阪府と京都府に接している。西に標高642mの生駒山を主峰とする生駒山地が、東に矢田丘陵と西の京丘陵があり、そこに広がる本市は、東西約8.0km、南北約15.0kmと細長い形をしている。自然環境の良さや交通の利便性から人口が伸び、大阪のベッドタウンとなっており、現在では人口12万人を擁する県下3番目の規模となっている。

1、テレワーク&インキュベーションセンターを設置した背景

生産年齢人口で見ると、戦後以降増加し、1980年代から1990年代にかけて一定水準を維持していたが、2000年以降大きく減少し、今後も減少すると予測される。

老年人口が増加するなか、死亡者数の増加はさけられないことから、人口増加に向けた対策を講じることとして、出生率の増加にむけた分析を実施。

生駒市において結婚・出産・子育てに関する意識・希望調査をしたところ、理想とする子供の数の期待値は2.27という結果になり、合計特殊出生率1.26と比較して約1人の差があることがわかった。理想とする子供の数を持ってない理由は「経済的な負担が大きいため」が全体の59.6%が回答。ついで「育児と仕事の両立ができないから」「年齢的なことで難しい」であった。

生駒市の女性の就業率は、全国の中でも低く県平均をさらに下回っていた。女性の未就労の理由としては、「子育てに専念したい」に次いで「勤務時間の条件が希望にかなう仕事が見つからない」働きたくても働けない環境にある人が多いと伺える。

このことから、「生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標として「母親が希望のしごとをできるまち」を掲げ、ワーク・ライフ・バランスの実現や子育て

て層の女性の就業機会を拡大するため、テレワークの導入支援やサテライトオフィスの誘致、テレワークセンターの整備等を図り、テレワークの普及促進に取り組むこととした。

1、 テレワーク&インキュベーションセンター整備運営事業について

【業務概要】

(1) 目的

テレワークスペース・インキュベーションスペースのある施設を開設することで、子育てと仕事の両立を支援し、多様な働き方の推進に務め、ワークバランスの実現を図り、新たな雇用創出や人材誘致等に繋げることを目的とする。

(2) 業務場所

アコールいこま もやい館 3階4階

(3) 業務内容

- ① 各スペースの整備
- ② 各スペースの企画・運営と体制構築
- ③ 各スペースに関するニーズ調査、ワークショップ開催
- ④ 各スペースに関する情報発信手段のあり方
- ⑤ オープニングイベントの企画運営
- ⑥ シンポジウムの開催
- ⑦ 各スペースの利用事業者募集
- ⑧ テレワーク&インキュベーションセンターの平成29年度以降の運営に関する提案
- ⑨ その他各スペース導入全般に係る業務

(4) プロポーザル方式採用の理由

この業務を円滑かつ合理的に実施するには、テレワーク・インキュベーション・コワーキングに精通しており、各施設の構築のための機器導入、ネットワーク構築、セキュリティ体制、運営体制など、専門的な高度な知識と深い理解が必要である。

施設利用者への起業、運営等の適切な支援のノウハウ、施設利用者呼び込むためのセミナー開催や施設利用者の確保のためのリクルーティングなど対外的な調整のノウハウや経験が必要である。

(5) 指定管理者の指定について

指定管理者名：株式会社ワイズスタッフ 代表取締役 田澤 由利

指定管理期間：平成29年4月1日～平成34年3月31日

指定管理料：0円 ※利用料金制による独立採算を目指す

(6) 指定管理者の業務の範囲

- 1、 施設の貸館に関する業務
- 2、 施設の使用許可に関する業務
- 3、 入館に関する業務
- 4、 利用料金の収受等に関する業務
- 5、 利用料金の減免・還付に関する業務
- 6、 運営事務に関する業務
- 7、 来館者に対するサービスに関する業務
- 8、 施設の総合案内等に関する業務
- 9、 防犯・防火対策に関する業務
- 10、 利用者への指導及び事故防止に関する業務
- 11、 緊急対応体制の確立に関する業務
- 12、 賠償責任に関する業務
- 13、 施設及び付属設備の維持管理に関する業務
- 14、 施設の設置目的を達成するための事業に関する業務
- 15、 運営の計画、管理等に関する業務
- 16、 備品の管理、取扱いに関する業務
- 17、 各スペースの利用事業者募集に関する業務
- 18、 その他生駒市が認める業務

(7) 備品について

【3階】

○セミナールーム ⇒プロジェクタ・ポインタ講座用設備

○オープンスペース(有料)・フリースペース(無料) ⇒コーヒーサーバー、印刷用複合機、シュレッダー設置

○コワーキングスペース(3スペース) ⇒マッサージチェアを設置

【4階】

○オフィスルーム1～3 ⇒50インチ大型モニター、テレワーク会議用のPC、Webカメラ、マイク兼用スピーカー、インターネット接続のための個室用ルーターを設置

○オフィス4～7 ⇒42インチモニター、インターネット接続用ルーターを設置

○ミニキッチン ⇒冷蔵庫、電子レンジ

○相談室(撮影スタジオ・出張相談会等スペース) ⇒50インチモニター、インターネット接続用ルーターを設置

※各スペース料金が1時間・1日・1ヵ月と設定されており、また一般価格・会員市民価格・起業価格と別れている。市民で起業後3年以内はオフィスルームが通常価格の半額以下。

2、 ソフト事業について

平成28年度の取り組みについては、潜在的なニーズを顕在化させるとともに、ワークショップを開催し、センターの設置運営について意見を頂き反映させることで利用者の確保に繋げることを目的とし、キックオフイベントとしてシンポジウム1回、セミナー6回、イベントを2回開催し、延べ参加者数753名。

平成29年4月からスタートしたテレワーク&インキュベーションセンターの指定管理者(株)ワイズスタッフが企画・実施する。

よろず支援拠点コラボ事業として、奈良県と生駒市が連携して、起業セミナー1回、よろず相談会を6回開催予定。

「Every Little step Project」と題して、生駒市に多いと言われる専業主婦をメインターゲットに女性の「小さな起業」を支援するため、「たまごコース」「ひよこコース」各コース2回のセミナー開催。

3、 テレワーク&インキュベーションセンター利用者数

4月 96人(テレワーク6人・インキュベーション83人・コワーキング7人)

5月 53人(テレワーク9人・インキュベーション18人・コワーキング26人)

6月 114人(テレワーク8人・インキュベーション97人・コワーキング9人)

【 考 察 】

子育て中のママをはじめとする女性の高いポテンシャルを活かし自己実現や希望する仕事への就業を目的とする、「子育てと仕事が両立できるまち」「介護と仕事が両立できるまち」「みんなが自分らしく働き続けられるまち」を目指し、今年4月「新しい働き方」を応援する拠点として「生駒市テレワーク&インキュベーションセンター」をオープンした。

テレワークは、企業や本社が遠隔地にある場合など、在宅やサテライトオフィスで仕事を行う形態であり、出産や子育てにより時間的な制約があり勤務が難しい場合、在宅やサテライトオフィスを利用することで仕事ができるようオフィスルームの提供など、子

育て世代だけではなく介護も同様である。また、出張した場合でもわざわざ会社に戻らなくてもサテライトオフィスがあれば時間の短縮になり、働き方改革と叫ばれている時代、とても合理性があり、生活形態が変わっても人材確保という観点からも、この形態はますます必要とかんじます。オフィスは、オレンジとグリーンのパーションで仕切られリラックスして仕事に集中できるようマッサージチェアが設置され、コーヒーサーバーが用意されていて、ほかの設備も含め、「センターで仕事をする必要がある」と利用者を感じてもらえるように設備も揃っている。素晴らしい取り組みであるが、肝心の会社が応じなければ意味はなさない。その様な時代になってもらいたいものである。本市においては、仙台市と隣接していることから仙台のベッタウンとなっており、生駒市と似ている形態であることから、本市でも取り組んでいきたいと強く願うものである。



【 男女共同参画の取り組みについて 】

公明会派視察
菊地 忍
菅原 和子

【視察先】京都府城陽市

【視察日時】平成29年7月26日(水)10:00～12:00

【地勢】城陽市は、東西9km 南北5.4km 面積は、32.74km²であり、「五里五里の里」と呼ばれ、二つの古都、京都と奈良のほぼ中間に位置することに由来する。そのため、多くの古人が街道を行き交い、文化・交通の要衝として発展してきた。市内には、日本最古級とされる芝ヶ原古墳や奈良時代の郡役所跡である正道官衛遺跡をはじめ数多くの遺跡や文化財が点在し、また日本最古の歌集といわれる万葉集に久世の鷺坂の情景が詠まれているなど、歴史の夢と浪漫を感じるまちである。

1、背景となる男女共同参画の動き

国の動き

平成13年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が制定。本法律は、平成16年には、都道府県に基本計画の策定が義務づけられ、配偶者などからの暴力の定義が精神的暴力・性的暴力を含むものとし拡大され保護命令制度が拡充。平成22年「第3次男女共同参画基本計画」が示され、具体的には、政策・方針決定過程への女性の参画、男性にとっての男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの実現、地域防災やまちづくりの分野における男女共同参画などについて、多くの課題があることを指摘し、積極的な推進施策の必要性があるとされた。平成23年3月11日東日本大震災が発生したことにより、避難所運営や災害備蓄などについて多くの問題が指摘され、男女共同参画の視点を持った防災対策が重要課題として再認識された。

京都府の動き

平成13年京都府男女共同参画計画の「新KYOのあけぼのプラン」が策定。この計画では、真の男女平等を実現し、男女の人権を確立していくためには、ポジティブアクションによる男女間の格差是正や性と生殖に関する健康と権利など、女性の人権に対する新たな概念の普及を図ると共に配偶者などからの暴

力をはじめとした女性に対するあらゆる暴力の根絶を図り、女性の人権が尊重される社会をつくる必要があるとしている。平成16年「京都府男女共同参画推進条例」施行。

また、平成18年「配偶者などからの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」が策定され、平成20年には「女性発・地域元気力 わくわくプラン」が策定され、地域づくり、NPO・起業の分野で活動する女性のチャレンジを支援し、男女が支えあい、活力ある京都づくりの取り組みが進められている。平成23年京都府男女共同参画計画「KYOのあけぼのプラン(第3次)」が策定された。

2、城陽市の具体的な内容について

平成13年 DV防止法を受けて、DVに対する理解を深めDV根絶に向けてシンポジウムを開催、また「DV防止法」リーフレットを全戸配布し啓発を図る。

平成14年 女性が出会う悩みについて、女性専門相談をNPOに月1回委託し開設。

平成15年 週2回の女性電話相談を開設、更に「男女共同参画社会に関する市民アンケート」を実施する。また、地域の推進役となる男女共同参画推進事業を開始し、その修了者からなる団体と毎年、連続講座の企画・運営をし、更に「広報じょうよう特集号—男女共同参画だより」年2回発行する。

平成17年 「城陽市男女共同参画を進めるための条例」を制定し、施設拠点として男女共同参画支援センター「ばれっとJOYO」設置。

平成18年 「学習・交流・創造・自立・共生」をキーワードとして、様々な事業を実施。女性専門相談を月3回・一般相談を週3回・女性弁護士による法律相談隔月1回・必要時には女性医師と心と体の相談ができる体制とし拡充。

平成19年 男女共同参画に関する重要事項を調査審議する公募委員も入れた「男女共同参画審議会」を設置。

平成20年 配偶者や恋人などからの暴力を受けた女性の相談を円滑に実施し、相

談者の自立支援を図るために、課題解決に向けた情報交換・情報共有を目的とした市内DV相談担当者ネットワーク会議を設置。

平成22年 女性を取り巻く社会情勢の変化に対応した新たな計画として、「第3次城陽市男女共同参画計画さんさんプラン」を策定。

平成26年 広く市民の声を聴くためアンケート調査を実施。今後の取り組みとして、まち・ひと・しごとと創生法に基づき、国の「まち・ひと・しごとと創生総合戦略」を勘案して、実情に応じた「城陽市まち・ひと・しごとと創生総合戦略」を策定。

＜女性のための相談 実施状況＞

※28年度 一般137件(電話85) 専門91(電話1) 法律27 合計255
29年度 一般141件(電話97) 専門64(電話4) 法律22 合計227

3、今後の課題

男女共同参画とは人権である。人権(子ども・女性・高齢者・障がい者・同和問題・アイヌ・外国人・ハンセン病・出所した方・被害にあつての方・インターネットによる人権問題・ホームレス)は、人として平等な存在であり、互いにその人権を尊重する社会を目指している。相談することで自分の持っている力に気づき、自己解決の方向性を見つけ、自己選択、自立へとつながる相談を目指す。男性相談 高校生の相談(AV出演強要問題・女子高校生のビジネス等)問題の解決。

【 考 察 】

城陽市男女共同参画支援センター「ぱれっとJOYO」は、男女共同参画を進める拠点施設で、親子ルームの開放日には、乳幼児のお子さんと一緒に遊べて、日曜日にはパパと子どもと一緒に遊んでいる姿が多くみられるそうです。子どもたちが読める本も含め、書籍や絵本などが1000冊以上あり、飲食可能なフリースペースも。

支援センターでは、年に1度「パレット夏まつり」を開催している。

開催にあたり、大人ボランティアと子どもボランティアを募集。昨年は大人39人 大学生1人 高校生29人の応募があった。地域の老若男女の皆さんが参加されることで、コミュニケーションが取れ、また子どもたちが考えたお店が形になることで自信にもなり、支援センターがより身近に感じられてとても良い企画である。

またパレットJOYOは、女(ひと)と男(ひと)のまつりさんさんフェスタと題して、

親子コンサートを企画したり、乳がんピンクリボン展示活動、また乳がん検診の受診推進のための講演活動を積極的に実施している。

男女共同参画のさまざまな取り組みに驚いたことはもちろんですが、高校生がつくる高校生のための「デートDV防止啓発CM」を城陽高等学校放送部が、ラジオCMとして作成したことに大変驚きました。

例えば、「私以外の女と話さないで!」「俺の言うことをきけ!」「彼の携帯電話見たら、携帯壊れた」・・・束縛を愛情と勘違いしないでというものである。

一つ一つの取り組みが、市民一人一人の意識を変えていく活動となっている。すぐ結果として現れるものでもないが、地道に取り組んでいく事によって市民の意識が変わっていく事は、間違いありません。

本市においては、東日本大震災以降 女性の悩み・DV等々女性のための相談窓口を開設している。また、女性の活躍に積極的に取り組む市内の事業所を表彰する、ワークライフバランス推進表彰制度を創設。協働事業についても募集をかけ市民の意識を変えていく活動を積極的に取り組んでいきたい。



【 子ども発達支援課の取り組みについて 】

公明会派視察

菊地 忍

菅原 和子

【視察先】滋賀県栗東市

【視察日時】平成29年7月27日(木)10:00～12:00

【地勢】京阪神都市圏の東北部の外縁部に位置し、大阪より60km、京都市より25km、名古屋より85kmの距離にある。地形は、南部は、標高693mの阿星山を最高峰とする金勝連峰より広がる丘陵地帯が面積の半分を占め、北部は近江盆地の沖積平野を形成し、北西方向に穏やかに傾斜をなし、湖南地域の穀倉地帯として良質の近江米を産出する水田地帯が広がっている。伝統的な祭りは、地域ごとに伝承されており、文化財も多く存在している。自然的にも地理的にも文化的にも恵まれた条件を持ったまちと言える。

(1)、児童発達支援事業の取り組みの背景

栗東市は30年の間に住民人口が倍以上に、急激に都市化を遂げ、発達障がいとその対応が、子育て・教育の大きな課題となっている。平成20年度「発達支援準備室」が学校教育課に設置。その後準備・調査を経て、平成22年4月に発達支援室が誕生。現在の「子ども支援課」として体制を整え、1500人以上の子どもとその家族を支えるしくみへと発展した。

「発達支援システム」の特徴としては、市民からの直接的な相談受信のしくみ「相談ライン」だけではなく、検診・保幼・小中の各段階で実務担当者が、発達障がいのある子どもと保護者を当室につなぐという「システムライン」を併せてもっている。このことにより、現在では発達障がいのある子どもの早期発見・早期対応、そして保護者・教育者支援を実現してきている。

(2)、発達相談事業

①子育てや発達障がいに関して、電話相談・面談相談の実施

就学前688件 小学校622件 中学校208件 合計1541件(H28年)

②保育園・幼稚園の先生からの依頼に応じて、専門員が訪問し、お子さんの活動の様子の観察や発達検査を通して、効果的な支援の方法や子育てについて助言。

要請訪問 67回(H28年)

- ③発達検査は、家庭の関わり方や学校での支援のヒントを得るために発達検査を行う。発達検査を含む相談は、決して数値を出すことや、障がいの有無を判別することを目的とはしていない。

※発達に関わる相談を毎日受付 → 検査を通して特性を把握する → 相談を通して必要な支援を見極める → ぴったりの支援サービスを探す → 支援機関を結ぶ

(3)、発達相談事業の成果について

学校・園では、文科省の首長部局との協働による新たな学校モデルの構築事業2年目を受託し、教育委員会と共に、早期発見・対応のための支援方法の研修の場として9回企画・立案し実施できた。また、高校への移行支援については、引き続きモデルケースの状況について、栗東市障がい児・者自立支援協議会発達支援部会で発表し、今後の方向性を示すことができた。また、発達障がいを持つピアニスト野田あすかさんを招き、人権文化事業として共催し、参加者550名特性理解の啓発ができた。

(4)、幼児ことばの教室(4・5歳児)

<通教するためには>

保護者(ことばの教室に申請) → 園内委員会 → 教育相談(協議) →
子どもの発達支援課 → 通級開始

<平成29年度前期>

4歳児 新規36人 5歳児 継続36人 新規 15人 合計87人

- ・週1回～月2回程度、1回指導時間45分、保護者の方も一緒に通級する。
- ・子どもの年齢や能力、興味に合わせて楽しい雰囲気の中で学習する。

(5)、幼児ことばの教室の成果について

幼児がことばで自分の気持ちを伝えて日常生活が円滑になるよう、個々の課題に応じて支援ができた。通級児が在籍する園への訪問や教室参観を兼ねた連絡会を昨年358回実施し、在籍園と課題を共有しながら園支援ができた。個別の支援をする中で、保護者に対して日常生活での接し方の助言を行い、小学校の先生方と定期的に研修会を持ち、就学に向けて、円滑な支援のため情報共有ができた。

(6)、発達相談事業・幼児ことばの教室の課題について

切れ目のない支援の実現のためには、発達障がいへの理解と支援力の向上が必要で

あり、精度の高いアセスメントと有効なプランニングを提案できる人材確保と人材育成の両方が求められ、心理職員の体制強化と支援が継続できる体制の構築が課題となっている。ことばの教室においては、ことばやコミュニケーションの課題は家庭で気づきにくく、集団生活で気づかされることが多いため、指導員には集団生活に戻ることを想定して指導できる指導力と専門知識による裏付けされた説明が必要になる。指導員が不足している状況であり、人材確保と育成が課題となる。

【 考 察 】

栗東市の発達障がいがある子どもと家族を支援する取り組みにとっても感銘を受けた。障がいは、子ども期・発達期に表に出やすいこと、その期を逃さず支援ができれば、子どもの人生の質を高められることから、この発達期が重要なカギを握っている。専門員による巡回支援は、要請があれば保育園・幼稚園等に出向き指導助言を行う画期的なものである。定員がいっぱいでもことばの教室に通えない子どもを持つ親のために、6回シリーズで、ペアレントトレーニングを開催している。

何よりも感銘を受けた「相談支援ファイル」の作成である。この「相談支援ファイル」は、発達障がいのある人をはじめとした支援の必要な人、またその家族が、生涯にわたって継続的で効果的な支援を受けられるよう、本人の生活の様子や、支援状況を記録するファイルである。このファイルがあることによって、環境が変わっても認識してもらえる利点がある。この途切れない支援は、本人はもちろん家族にとっても大きな支えになることは間違いありません。本市も更に取り組むべきと強く感じました。

